

# 鳥取縣公報

縣令

## ◇鳥取縣令第三十六號

工業組合法施行細則左ノ通定ム

昭和十七年四月二十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

### 工業組合法施行細則

第一條 工業組合ノ發起屆書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添

附スベシ

一 組合員タル資格ヲ有スル者ノ員數

二 地區内ニ於ケル當該工業ノ最近三ケ年間ニ於ケル毎年ノ製造又ハ加工數量及販賣價格又ハ加工料金

三 地區内ニ於テ當該工業ニ關シ重要物産同業組合ノ存スル場合ニ在リテハ其ノ同業組合トノ關係

四 他府縣ニ跨リ組合ノ地區ヲ定メントスル場合ニ於テハ其ノ事由

昭和十七年四月二十一日  
第一千三百二十六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

五 其ノ他組合設立ニ關シ參考トナルベキ事項

第二條 創立總會又ハ創立委員會ヲ招集セントスルトキハ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ知事ニ報告スベシ

第三條 工業組合法第十二條第二項ノ規定ニ依ル創立總會招集認可申請書ニ添付スベキ組合員タル資格ヲ有スル者及設立同意者ノ數ヲ證スル書面ハ當該行政廳ノ證明ヲ受クベシ

前項設立同意者ノ數ニ付テハ同意書ノ正本ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四條 工業組合設立認可申請書ニ添付スベキ法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面ニハ組合員タル資格ヲ有スル者及設立同意者ノ數ヲ記載シ當該行政廳ノ證明ヲ受クベシ

前項設立同意者ノ數ニ付テハ設立同意書ノ正本ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第五條 工業組合設立認可申請書ニ添付スベキ事業計畫書ニハ左

ノ事項ヲ記載スベシ

一 設立後直ニ施行セントスル事業(第一期事業)ニ付テハ各事業ノ項目毎ニ其ノ施行方法ノ概要(設備ノ概要ヲ含ム)及一箇年ノ經費ノ收支概算並設備費又ハ運轉資金ノ概算及其ノ調達方法

二 設立後直ニ施行セザル事業(第二期事業)ニ付テハ其ノ計畫ノ概要及實施ノ豫定年度但定款ニ規定セラレタルモノニ限ル

第六條 前條第二號ニ依ル事業ヲ開始セントスルトキハ事業計畫書及其ノ收支概算ヲ知事ニ提出スベシ

第七條 工業組合ヲ設立セントスル場合左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ設立認可申請書ニ理由書ヲ添附スベシ

一 一組合員ニ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルトキ

二 總會ヲ設クルトキ

三 一組合員ノ有スベキ出資口數ガ五十口ヲ超ユルトキ

四 出資金ニ對スル剩餘金配當率ガ年六分ヲ超ユルトキ

第八條 工業組合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ理由ヲ具シ知事ニ報告スベシ

一 設立認可後相當ノ期間ヲ經過スルモ出資第一回ノ拂込ヲ完了セザルトキ

二 出資第一回ノ拂込後相當ノ期間ヲ經過スルモ事業ヲ開始セザルトキ

第九條 總會又ハ總會ヲ召集セントスルトキハ少クとも五日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ知事ニ報告スベシ

第十條 總會、總會又ハ理事會ヲ終了シタルトキハ一週間以内ニ決議録本ヲ添(其ノ願未ヲ知事ニ報告スベシ)

第十一條 工業組合法第十九條第二項ニ依ル總會召集認可申請書ニハ總會員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面及左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

一 總會ヲ召集セントスル理由

二 總會召集ニ關シ理事トノ交渉顛末

第十二條 總會、總會又ハ理事會ノ議長ハ決議録ヲ作成シ左ノ事項ヲ記載シ議長及出席者二名以上之ニ記名捺印スベシ

一 開會ノ日時及場所

二 組合員數(總代定數、理事定數)及其ノ議決權ノ總數

三 出席者數及其ノ議決權ノ總數

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及賛否ノ議決權數

第十三條 定款變更ノ認可申請書ニハ工業組合法施行規則第九條ノ書面ノ外其ノ變更ヲ必要トスル理由書及新舊條文ノ拔萃ヲ

附スベシ

新條文ノ拔萃ハ墨書シ舊條文ハ朱書スベシ

收支ニ影響アル事項ニ關シ定款變更ヲ爲サントスル場合ニ在リテハ變更前ニ於ケル收支ト變更後ニ於ケル收支計算ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第十四條 工業組合ハ左ノ規程ヲ設クベシ

一 諸給與規程

二 旅費規程

三 庶務規程

第十五條 前條ノ規程及其ノ他重要ナル規程ヲ設ケントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ

第十六條 理事ハ理事長事故アリタル場合ノ代理者ヲ豫メ互選スベシ但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十七條 役員ノ辭職届ハ理事長ニ在リテハ其ノ代理者ニ其ノ他ノ役員ニ在リテハ理事長ニ提出スベシ

理事長及其ノ代理者共ニ在ラザルトキハ直ニ知事ニ報告スベシ

第十八條 役員中異動ヲ生ジタルトキハ直ニ知事ニ報告スベシ

第十九條 理事又ハ清算人退職シタルトキハ退職ノ日ヨリ十日以内ニ監事立會ノ上事務引繼ヲ爲スベシ

事務引繼書ニハ現金、書類、帳簿其ノ他物件ノ各目録ヲ添附シ双方之ニ連署スベシ

事務引繼ハ主タル事務所ニ於テ之ヲ爲シ事務引繼書一通ヲ組合ニ存置スベシ

事務引繼ヲ終リタルトキハ引繼書一通ヲ添附シ直ニ知事ニ報告スベシ

第二十條 検査員ノ解任及懲戒ノ認可申請書ニハ解任及懲戒ノ理由書ヲ添附スベシ

第二十一條 工業組合ハ毎月末現在ニ依リ試算表ヲ作成シ翌月十日迄ニ知事ニ提出スベシ

第二十二條 監事ハ少クとも毎年度二回組合ノ監査ヲ行ヒ其ノ顛末ヲ知事ニ報告スベシ

第二十三條 検査事業ヲ爲ス工業組合ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル検査成績ヲ知事ニ報告スベシ

第二十四條 工業組合法施行規則第十條ニ依ル届出ハ事業年度開始二月前ニ之ヲ爲スベシ

第二十五條 工業組合法施行規則第十一條ニ依ル事業報告書財産目録、貸借對照表及剩餘金處分書ノ届出ハ每事業年度經過後二月以内ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

00244

- 一 組合員數及出資口數ノ異動
- 二 事業ノ狀況
- 三 總會又ハ總代會ノ決議ノ要領
- 四 斯業ノ商況
- 五 組合員ノ生産狀況
- 六 經費ヲ分賦スル組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支決算
- 七 損益計算書
- 第二十六條 工業組合訴訟ノ當事者トナリタルトキ又ハ其ノ訴訟ノ判決若ハ和解確定シタル時ハ其ノ要領ヲ知事ニ報告スベシ
- 第二十七條 工業組合破産宣告ヲ申請セラレタルトキハ理事又ハ清算人ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ知事ニ報告スベシ
- 第二十八條 清算人工業組合法第三十八條ニ依リ准用シタル産業組合法第七十一條ノ規定ニ依リ總會ノ承認ヲ經タルトキハ財産目錄及貸借對照表ヲ添ヘ二週間以内ニ其ノ旨ヲ知事ニ報告スベシ
- 第二十九條 清算人ハ毎月清算事務進捗ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ
- 第三十條 工業小組合設立認可申請書ニハ工業組合法施行規則第二十五條ノ二ニ依ル書面ノ外別記様式(甲)ニ依ル組合員資

- 第三十一條 工業小組合ハ毎月三月三十一日現在ニ依リ四月二十日迄ニ左ノ事項ヲ別記様式(乙)ニ依リ知事ニ届出ズベシ
- 一 名 稱
- 二 組合員タル資格
- 三 組合員ノ總數
- 四 出資 總額
- 五 最近一箇年間ニ於ケル小組合ノ販賣數量及價額(組合員原材料ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ受ケ製造又ハ加工ヲ爲ス者ナル場合ニ於テハ其ノ請負數量及金額)
- 六 加入シタル工業組合名
- 第三十二條 工業小組合ハ工業組合法施行規則ニ依ル事業報告書財産目錄、貸借對照表及剩餘金處分書ヲ每事業年度經過後二月以内ニ知事ニ届出ズベシ
- 前項ノ事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 組合員數及出資口數ノ異動
- 二 事業ノ狀況
- 三 總會ノ決議ノ要領
- 四 當該小組合ニ關聯アル工業組合トノ關係
- 五 斯業ノ商況
- 六 工業小組合ノ販賣數量及價額(組合員原材料ノ全部又ハ

00245

- 七 損益計算書
- 第三十三條 工業組合法及同法施行規則ニ依リ提出スベキ書類ハ主タル事務所々在地ヲ管轄スル市町村役場ヲ經由シ各一通ヲ提出スベシ但シ工業組合法第十五條第一號乃至第五號ノ事項ニ關スル定款變更認可申請書ハ三通ヲ差出スベシ
- 第三十四條 本則ハ工業組合聯合會ニ之ヲ准用ス
- 第三十五條 第五條乃至第二十九條第三十三條乃至第三十五條ハ之ヲ工業小組合ニ准用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
様式(甲)  
組合員ノ資本金額調書

|       |                                      |     |
|-------|--------------------------------------|-----|
| 氏 名   | 當該事業ニ使<br>用スル建 當該事業ニ使<br>用スル器具機 運轉資金 | 合 計 |
| 物ノ評價額 | 破ノ評價額                                |     |

様式(乙)

昭和 年三月三十一日現在

| 名 稱 | 組合員<br>タル資<br>格 | 組合員<br>ノ總數 | 出資<br>總額 | 販賣數量<br>(又ハ請<br>負數量) | 販賣價額<br>(又ハ請<br>負金額) | 加入シ<br>タル工業組<br>合名 |
|-----|-----------------|------------|----------|----------------------|----------------------|--------------------|
|-----|-----------------|------------|----------|----------------------|----------------------|--------------------|

告 示

◆鳥取縣告示第二百一十一號  
氣高郡東鄉村高路第二耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ  
昭和十七年四月二十一日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第二百一十二號  
氣高郡東鄉村今在家耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ  
昭和十七年四月二十一日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第二百一十三號  
氣高郡小鷺河村鷺峯耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ  
昭和十七年四月二十一日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第二百四十四號

昭和十七年三月三十日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算昭和十七年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算並同年度特別會計中等學校改築費歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年四月二十一日

鳥取縣知事 土肥 米之

昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算 △印減高

|            |           |        |          |          |
|------------|-----------|--------|----------|----------|
| 歲入         | 經常部       | 第九款 雜收 | 收入       | △一八六、五二九 |
| 臨時部        | 第七項 過年度收入 | 收入     | △一八六、五二九 |          |
| 第一項 繰越金    | 金         |        | △九〇、一一一  |          |
| 第二項 國庫補助金  | △一六二、七八一  |        |          |          |
| 第三項 教育費補助金 | △二〇四、六五三  |        |          |          |
| 臨時部        |           |        | 三〇八      |          |

|              |          |
|--------------|----------|
| 第五項 勸業費補助金   | 四〇、六六四   |
| 第六項 社會事業費補助金 | 九〇〇      |
| 第三款 寄附金      | △二二、三三三  |
| 第一項 土木費寄附金   | △二六、〇二三  |
| 第四項 勸業費寄附金   | △三、七〇〇   |
| 第七款 縣債       | △五〇、九〇〇  |
| 第一項 縣債       | △五〇、九〇〇  |
| 歲入合計         | △三二六、〇七六 |
| 歲入臨時部計       | △二二五、九五五 |
| 歲入合計         | △三二六、〇七六 |
| 歲出           |          |
| 經常部          |          |
| 第三款 縣職員費     | 一七〇      |
| 第一項 俸給諸給     | 一七〇      |
| 第十款 勸業費      | 三五七      |
| 第二項 農事試驗場費   | 二四八      |
| 第九項 種畜場費     | 一〇九      |
| 第十一款 社會事業費   | 九〇〇      |
| 第三項 社會事業諸費   | 九〇〇      |
| 歲出經常部計       | 一、四二七    |
| 臨時部          |          |

鳥取縣告示第二百四十四號

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 第二項 土木費負擔本年度支出額         | △三、五〇〇   |
| 第十六款 天神川改修費負擔本年度支出額     | △三、五〇〇   |
| 第十七款 災害土木改良事業費本年度支出額    | △一四二、〇〇〇 |
| 第一項 勝部川日置川改良費本年度支出額     | △一一一、〇〇〇 |
| 第二項 法勝寺川改良費本年度支出額       | △一〇、〇〇〇  |
| 第三項 道橋梁改良費本年度支出額        | △二〇、〇〇〇  |
| 第十八款 中河川改良事業費本年度支出額     | △二六、〇〇〇  |
| 第一項 大路川改良事業費本年度支出額      | △二二、〇〇〇  |
| 第二項 小松谷川改良事業費本年度支出額     | △四、〇〇〇   |
| 第三十四款 事業費               | △四二、七三七  |
| 第四項 勸業費                 | △四二、七三七  |
| 第四十款 風水害復舊施設耕地事業費本年度支出額 | △七九、五四四  |
| 第一項 風水害復舊施設耕地事業費本年度支出額  | △七九、五四四  |
| 第四十五款 災害土木復舊費本年度支出額     | △二〇、六五三  |
| 第一項 道路橋梁費               | △五、二三四   |
| 第二項 治水堤防費               | △九〇、〇〇〇  |

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 第三項 港砂防費            | △七〇〇       |
| 第四項 補助費             | △一一、一一八    |
| 第五項 吏員費             | △二一、〇七二    |
| 第六項 職員費             | △六一九       |
| 第七項 雜費              | △一、九一〇     |
| 第五十三款 雜出            | △四九        |
| 第三項 過年度返納金          | △四九        |
| 第六十三款 十六年災害緊急土木復舊費  | △四九        |
| 第一項 道路橋梁費           | △一、七三二     |
| 第二項 治水堤防費           | △一、七三二     |
| 歲出臨時部計              | △三三七、五〇三   |
| 歲出合計                | △三二六、〇七六   |
| 昭和十七年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算 |            |
| 經常部                 |            |
| 第九款 雜收              | △一五九、〇六五   |
| 第六項 物品賣拂代           | △二四九       |
| 第八項 雜入              | △一五八、八一六   |
| 歲入經常部計              | △一五九、〇六五   |
| 臨時部                 |            |
| 第一款 繰越金             | △七三七、四八六   |
| 第一項 前年度繰越金          | △七三七、四八六   |
| 第二款 國庫補助金           | △一、九四一、七二五 |
| 第二項 土木費補助金          | △一、六三九、九一八 |

|        |           |           |      |                 |         |
|--------|-----------|-----------|------|-----------------|---------|
| 第五項    | 勸業費補助金    | 二九八、八二七   | 第三項  | 道路費             | 一八八、九六三 |
| 第十項    | 防空費補助金    | 二、九八〇     | 第四項  | 橋梁費             | 一〇五、三二五 |
| 第三款    | 寄附金       | 七四、六四七    | 第五項  | 砂防費             | 三四五、〇〇〇 |
| 第一項    | 土木費寄附金    | 四五、五一二    | 第六項  | 指導監督費           | 二〇、四三九  |
| 第二項    | 教育費寄附金    | 一三、〇〇〇    | 第七項  | 河川監督費           | 九、〇三九   |
| 第三項    | 勸業費寄附金    | 一六、一三五    | 第八項  | 港灣浚渫費           | 一七、一九七  |
| 第八款    | 縣債        | 五四九、五〇〇   | 第三款  | 教育費             | 四六、〇一七  |
| 第一項    | 縣債        | 五四九、五〇〇   | 第二項  | 農業學校費           | 一、一二五   |
| 第九款    | 國庫負擔金     | 一〇、七九〇    | 第三項  | 師範學校費           | 五〇〇     |
| 第一項    | 國庫負擔金     | 一〇、七九〇    | 第四項  | 商業學校費           | 一五、五〇〇  |
| 歲入臨時部計 |           | 三、三一四、一四八 | 第五項  | 大山訓練所費          | 一五、三〇〇  |
| 歲入合計   |           | 三、四七三、二一三 | 第六項  | 鳥取高等農業學校醫科設置費寄附 | 一三、五九二  |
| 經常部    |           |           | 第四款  | 勸業費             | 六、二三三   |
| 第十款    | 勸業諸費      | 一、八五五     | 第一項  | 勸業費             | 六、二三三   |
| 第十六項   | 勸業諸費      | 一、八五五     | 第十款  | 土木補助費           | 一一、二〇三  |
| 歲出經常部計 |           | 一、八五五     | 第一項  | 土木補助費           | 一一、二〇三  |
| 臨時部    |           |           | 第三款  | 勸業補助費           | 三九、四五八  |
| 第二款    | 土木建築監督吏員費 | 六九〇、六五〇   | 第一項  | 勸業補助費           | 三九、四五八  |
| 第一項    | 土木建築監督吏員費 | 四、六八七     | 第十九款 | 紀元二千六百年記念事業費    | 四、〇〇五   |
|        |           |           | 第一項  | 造林事業費           | 二、六〇五   |

鳥取縣公報 第千三百二十六號 昭和十七年四月二十一日 (第三種郵便物認可) 八

|       |                     |         |       |                 |         |
|-------|---------------------|---------|-------|-----------------|---------|
| 第二項   | 記念出版費               | 一、四〇〇   | 第二項   | 法勝寺川改良費本年度支出額   | 一〇、〇〇〇  |
| 第二十款  | 森林治水事業費             | 一三、三五〇  | 第三項   | 道路橋梁改良事業費本年度支出額 | 二〇、〇〇〇  |
| 第一項   | 荒廢林地復舊事業費           | 五、一六〇   | 第四十五款 | 受託事業費           | 一五四、四二一 |
| 第四項   | 民有林計畫施業獎勵費          | 八、一九〇   | 第一項   | 舞鶴要港部第六號工事受託事業費 | 一一、七〇六  |
| 第二十三款 | 農地造成改良事業費           | 一八、九三〇  | 第二項   | 米子飛行場擴張受託事業費    | 一四一、七一五 |
| 第二項   | 早害防止地方農用公共施設新設改良事業費 | 一八、九三〇  | 第四十六款 | 災害土木復舊費本年度支出額   | 一一〇、六五三 |
| 第二十四款 | 土木費負擔本年度支出額         | 三五、〇〇〇  | 第一項   | 道路橋梁費           | 五、二三四   |
| 第二項   | 天神川改修費負擔本年度支出額      | 三五、〇〇〇  | 第二項   | 治水堤防費           | 九〇、〇〇〇  |
| 第二十五款 | 中小河川改良事業費本年度支出額     | 六六、〇〇〇  | 第三項   | 港灣費             | 七〇〇     |
| 第一項   | 大路川改良事業費本年度支出額      | 六、〇〇〇   | 第四項   | 砂防費             | 一、一一八   |
| 第二項   | 小松谷川改良事業費本年度支出額     | 六〇、〇〇〇  | 第五項   | 補助費             | 一一、〇七二  |
| 第三十五款 | 千代川廢川地開墾事業費交付金      | 三、〇〇〇   | 第六項   | 吏員費             | 六一九     |
| 第一項   | 交付金                 | 三、〇〇〇   | 第七項   | 雜費              | 一、九一〇   |
| 第四十款  | 事業變費                | 七五、一九九  | 第四十七款 | 災害土木復舊費         | 一一二、二六三 |
| 第三項   | 勸業費                 | 六六、六八四  | 第一項   | 道路橋梁費           | 四五三     |
| 第四項   | 防空費                 | 八、五一五   | 第二項   | 治水堤防費           | 一〇、三二四  |
| 第四十四款 | 災害土木改良事業費本年度支出額     | 一四二、〇〇〇 | 第三項   | 港灣費             | 二、一九五   |
| 第一項   | 勝部川日置川改良費本年度支出額     | 一一二、〇〇〇 | 第四項   | 補助費             | 九、〇一二   |
|       |                     |         | 第五項   | 吏員費             | 八八      |

鳥取縣公報 第千三百二十六號 昭和十七年四月二十一日 (第三種郵便物認可) 九

|                   |         |                   |           |
|-------------------|---------|-------------------|-----------|
| 第六項 雜費            | 一九一     | 第四項 吏員費           | 一、七九八     |
| 第四十八款 十二年度災害土木復舊費 | 七一、四八〇  | 第五項 雜費            | 二二八       |
| 第一項 道路橋梁費         | 二〇、九三七  | 第五十一款 十六年度災害土木復舊費 | 一、三八九、六二七 |
| 第二項 治水堤防費         | 三〇、〇一九  | 第一項 道路橋梁費         | 一五六、三六八   |
| 第三項 港灣費           | 一、四四一   | 第二項 治水堤防費         | 九五三、七三一   |
| 第四項 砂防費           | 六六九     | 第三項 港灣費           | 四五、八八〇    |
| 第五項 補助費           | 一三、六七一  | 第四項 補助費           | 一四三、八五八   |
| 第六項 吏員費           | 三、二四一   | 第五項 吏員費           | 七七、七八八    |
| 第七項 雜費            | 一、五〇二   | 第六項 雜費            | 一一、〇〇二    |
| 第四十九款 十三年度災害土木復舊費 | 三七九、二六五 | 第六十二款 連絡土木事業費     | 一九、三五八    |
| 第一項 道路橋梁費         | 四六、五二八  | 第一項 事業費           | 一八、二三七    |
| 第二項 治水堤防費         | 一六五、八二〇 | 第二項 指導監督費         | 一、一二一     |
| 第三項 港灣費           | 六六、六三四  | 第五十三款 雜出          | 一、三九九     |
| 第四項 補助費           | 六〇、一四三  | 第一項 過年度追拂         | 一、三九九     |
| 第五項 吏員費           | 三三、二二〇  | 第五十四款 千代川廢川地開墾事業費 | 四、八二九     |
| 第六項 雜費            | 六、九二〇   | 第一項 本年度支出額        | 四、八二九     |
| 第五十款 十五年災害土木復舊費   | 二四、一三〇  | 第一項 本年度復舊施設耕地事業費  | 七九、五四四    |
| 第一項 道路橋梁費         | 三、八八三   | 費本年度支出額           | 七九、五四四    |
| 第二項 治水堤防費         | 七、七三五   | 費本年度復舊施設耕地事業費     | 七九、五四四    |
| 第三項 補助費           | 一〇、八六四  | 費本年度支出額           | 一三三、四一八   |

|                               |           |  |             |       |      |
|-------------------------------|-----------|--|-------------|-------|------|
| 第一項 十六年水害復舊耕地事業費              | 一二三、四一八   | 昭和十七年二月二十日迄ニ生産シタル糶ノ所有者又ハ管理者ハ該糶ヲ所定検査所ニ牽付クベシ | 昭和十七年四月二十一日 | 鳥取縣知事 | 土肥米之 |
| 第五十七款 十六年第二次水害復舊耕地事業費         | 七三、九六二    | 昭和十七年四月二十一日                                | 鳥取縣知事       | 土肥米之  |      |
| 第二項 十六年第二次水害復舊耕地事業費           | 七三、九六二    | 昭和十七年四月二十一日                                | 鳥取縣知事       | 土肥米之  |      |
| 第五十八款 十六年災害荒廢林地復舊事業費          | 六二、九六四    | 昭和十七年四月二十一日                                | 鳥取縣知事       | 土肥米之  |      |
| 第一項 十六年災害荒廢林地復舊事業費            | 六二、九六四    | 昭和十七年四月二十一日                                | 鳥取縣知事       | 土肥米之  |      |
| 歲出臨時部計                        | 三、四七一、三五八 | 昭和十七年四月二十一日                                | 鳥取縣知事       | 土肥米之  |      |
| 歲出合計                          | 三、四七三、二一三 | 昭和十七年四月二十一日                                | 鳥取縣知事       | 土肥米之  |      |
| 昭和三十七年度特別會計中等學校改築費歲入歲出追加豫算    |           | 昭和十七年四月二十一日                                | 鳥取縣知事       | 土肥米之  |      |
| 第四款 繰越金                       | 九、〇九七     | 四月二十七日                                     | 竹田村         | 午前八時  |      |
| 第一項 繰越金                       | 九、〇九七     | 四月二十七日                                     | 穴鴨家畜市場      | 午前十一時 |      |
| 歲入合計                          | 九、〇九七     | 四月二十七日                                     | 旭村曹源寺       | 午後二時  |      |
| 第一款 中等學校改築費                   | 九、〇九七     | 四月二十八日                                     | 小鹿村高橋       | 午前九時  |      |
| 第一項 學校改築費                     | 九、〇九七     | 四月二十八日                                     | 三德村坂本       | 午後一時  |      |
| 歲出合計                          | 九、〇九七     | 四月二十八日                                     | 同片柴         | 午後三時  |      |
| 鳥取縣告示第二百十四號                   |           | 四月三十日                                      | 旭家畜市場       | 午後九時  |      |
| 因伯牛糶生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス依テ |           | 五月一日                                       | 上小鴨村福山      | 午後一時  |      |
|                               |           | 五月一日                                       | 小鴨村富海       | 午後三時  |      |
|                               |           | 五月二日                                       | 北谷村福野       | 午後九時  |      |
|                               |           | 五月四日                                       | 同守村明高       | 午後一時  |      |
|                               |           | 五月五日                                       | 關金家畜市場      | 午後九時  |      |
|                               |           | 五月六日                                       | 同高城村上福田     | 午後九時  |      |

|       |                          |                   |                       |   |                 |            |      |
|-------|--------------------------|-------------------|-----------------------|---|-----------------|------------|------|
| 五月七日  | 泊村園                      | 泊村                | 午前九時                  | 五月十九日   | 古布庄村法万<br>同 三本杉 | 古布庄村       | 午前八時 |
| 五月八日  | 赤崎家畜市場<br>成美村大石          | 赤崎町<br>成美村        | 午後一時                  | 五月二十日   | 社村秋季<br>倉吉家畜市場  | 倉吉町        | 午前八時 |
| 五月九日  | 金市家畜市場<br>八橋町城山          | 浦安町<br>八橋町        | 午後一時                  | 五月二十一日  | 下山村御崎<br>安田村邊坂  | 下山村<br>安田村 | 午後二時 |
| 五月十日  | 松崎家畜市場                   | 東郷松崎<br>舍人村       | 午前九時                  | 五月二十二日  | 上山村樋ノ口<br>同 羽田井 | 上山村        | 午後一時 |
| 五月十一日 | 日下村福庭<br>長瀬村長瀬<br>淺津村上淺津 | 日下村<br>長瀬村<br>淺津村 | 午前八時<br>午前十一時<br>午後二時 | 五月二十三日  | 以西村宮木           | 以西村        | 午前九時 |
| 五月十二日 | 中北條村江北<br>上北條村新田         | 中北條村<br>上北條村      | 午後一時                  | 五月二十五日  | 三朝村横手           | 三朝村        | 午前九時 |
| 五月十三日 | 下北條村弓原                   | 下北條村              | 午前九時                  | <b>鳥取縣告示第二百十五號</b>  |                 |            |      |
| 五月十四日 | 灘手村尾原<br>大誠村原            | 灘手村<br>大誠村        | 午後一時                  | 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後三ケ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫疽豫防液ノ注射ヲ施行ス依而右畜牛所有者又ハ管理者ハ指定ノ日時場所ニ牽付注射ヲ受クベシ |                 |            |      |
| 五月十五日 | 榮村龜波谷<br>由良町妻            | 榮村<br>由良町         | 午後二時                  | 昭和十七年四月二十一日   |                 |            |      |
| 五月十六日 | 花見村長和屋<br>西郷村入           | 花見村<br>西郷村        | 午後一時                  | 鳥取縣知事 土肥米之  |                 |            |      |
| 五月十八日 | 上下郷村大杉                   | 上下郷村              | 午後一時                  | 注射日割  |                 |            |      |

|        |         |      |      |  |     |      |  |
|--------|---------|------|------|--|-----|------|--|
| 四月二十三日 | 日野郡石見村  | 石見村  | 午前九時 | <b>鳥取縣告示第二百十六號</b>                                     |     |      |  |
| 四月二十五日 | 同 郡福榮村  | 福榮村  | 右 同  | 鮮魚介配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ左記組合ニ對シ昭和十七年度第一期(四、五、六月)出荷計畫ヲ承認セリ |     |      |  |
| 四月二十七日 | 同 郡多里村  | 多里村  | 右 同  | 鳥取縣知事 土肥米之   |     |      |  |
| 四月二十八日 | 同 郡山上村  | 山上村  | 右 同  | 賀露出荷統制組合   |     |      |  |
| 四月二十九日 | 同 郡日野上村 | 日野上村 | 右 同  | 一 鳥取市賀露町   | 賀露町 | 土肥米之 |  |
| 四月三十日  | 同 郡黒坂町  | 黒坂町  | 右 同  | 一 岩美郡東村  | 東村  | 同    |  |
| 五月二日   | 同 郡日野村  | 日野村  | 右 同  | 一 同 浦富町  | 浦富町 | 同    |  |
| 五月三日   | 同 郡二部村  | 二部村  | 右 同  | 一 同 網代村  | 網代村 | 同    |  |
| 五月四日   | 同 郡二部村  | 二部村  | 右 同  | 一 同 大岩村  | 大岩村 | 同    |  |
| 五月六日   | 岩美郡宇倍野村 | 宇部野村 | 右 同  | 一 同 福部村  | 福部村 | 同    |  |
| 五月七日   | 氣高郡千代水村 | 千代水村 | 右 同  | 一 氣高郡酒津村   | 酒津村 | 同    |  |
| 五月八日   | 入頭郡丹比村  | 丹比村  | 右 同  | 一 同 青谷町  | 青谷町 | 同    |  |
| 五月九日   | 同 郡若櫻町  | 若櫻町  | 右 同  | 一 東伯郡泊村  | 泊村  | 同    |  |
|        |         |      |      | 一 同 赤碕町  | 赤碕町 | 同    |  |
|        |         |      |      | 一 西伯郡御來屋町  | 汗東  | 同    |  |
|        |         |      |      | 一 同 淀江町  | 汗西  | 同    |  |

# 彙報

## 鳥取縣國民貯蓄！

### 本年度増強要目概要

—七千萬圓貯蓄完遂に邁進—

(振興課)

大東亞戰爭を勝ち抜く爲には國民貯蓄の増強が絶対重要の責務である。政府は昭和十七年度國民貯蓄の増加目標額を二百三十億圓と定め、億兆一心これが達成を期することとなつたので、本縣に於ては従來の貯蓄増加の實績、縣内に於ける生産及び所得の状況、並に類似府縣との均衡を考慮して本縣本年度貯蓄増加目標を七千萬圓と決定したのである。しかしこの七千萬圓の目標達成は洵に容易の業でなく、まことに今後一層縣民の貯蓄報國に重大決意を要する秋である。

従つてこれが實踐に當つては、縣民擧つて眞に時局に對する認識を明確にし、各自その活動力を支へ得る最少限度の生活切下を斷行し、しかも最大限度の勤勞度を發揚し、其の他諸般の困難を克服して生産の増大を圖り、以て貯蓄の源泉を求むることが緊要である。

ついでには縣民はこの七千萬圓貯蓄達成の計畫に基き、全面的天引貯蓄・能力貯蓄の徹底的勵行其の他適時適策を逸せざる貯蓄の推進をなすべきは勿論であり、又貯蓄獎勵方面に於ても各種團體相協力して困難なる實情を克服し、關係諸團體が貯蓄實踐母体として一層活動力を増強し、以て所期の實績完遂に邁進しなければならぬのである。依つて左に本縣本年度國民貯蓄増強實施要目を摘録して、貯蓄報國實踐の指針とすることとする。

#### 一 國民貯蓄増加目標額の決定

市町村にありては縣より示す標準に基き縣と打合せの上決定し町内會・部落會に於ても更にこれに基いてその目標額を決定し、各國民貯蓄組合に於ては地域組合は其の屬する町内會・部落會貯蓄増加目標額の概ね二割相當額を目標とし、職域組合・產業團體組合其の他の組合にありても昨年度より増加せる目標額を樹立する。又各金融機關についても、その積極的活動を促す爲縣並に市町村の區域別各金融機關貯蓄増加目標額を決定せしめる。

#### 二 國民貯蓄増加實踐方策

今年度に於ても概ね従來採つて來た増強方策を繼續實施し、特に左記の各項に重點を置いて推進する外、大東亞戰爭の進展に伴ふ國民心理の動向を省察して適時に適策を講じ、以て目的の貫徹を期する。

#### (一) 天引貯蓄の勵行

#### 天引貯蓄の増強並に浮動購買力吸收等何れの見地よりするも

天引貯蓄の勵行は一層緊要性を加へて居るので、農會・農事實行組合其の他各業種別組合、會社・工場・鑛山・官公衛等従來より徹底した源泉天引貯蓄を勵行し、特に政府資金撒布高の増加した方面に於ては高率なる天引貯蓄を行ふ。尙各種天引貯蓄は概ね國民貯蓄組合貯蓄として長期貯蓄の源泉たらしめるやう留意する。

#### (二) 能力貯蓄の勵行

貯蓄の勸奨に當つては個々の収入のみを以て基準とせず、必要經費の率をも検討して個別的貯蓄能力を最高限度に發揮せしめるやう常に細心の注意をなす。なほ豫期せざる収入や増加所得に對してはこれを逸せず適時適策を樹立して高率の貯蓄を勵行する。

#### (三) 通貨滞留を避ける爲の方策樹立

生産物賣却代金其の他諸収入は直接支拂ひを避けて、一旦金融機關に振り込む等の措置を可及的に講じ、各自の當座預金として預け入れ、必要に應じて必要額を引出させる等、通貨の滞留額を最少限度に止め、浮動購買力を抑制する。

#### (四) 他の諸政策との綜合調整

各種生産物並に製造品の賣却・納税・物資配給・消費規正其の他の施策と緊密なる連繫を保ち、合理的に貯蓄能力を捕捉して貯蓄の増強に資する。

#### (五) 國民貯蓄組合の機能促進

國民貯蓄組合の健全なる發達を期し、其の趣旨を一般に周知徹底せしめて組合の整備運用を一層推進し、以て計畫的組合貯蓄の増強を圖る。

#### (六) 國債・債券の完全消化促進

國債・貯蓄債券及び報國債券の賣出しは今後更に多額に達する見込みであるから、その消化については従來の通り隣保消化に重點を置き、又自由消化についても郵便局並に銀行等に協力し、各市町村消化制當額の完全消化を目標として邁進すべく、その計畫並に實踐に當つては左の點に留意する。

イ 土地其の他の賣却代金の一部を以て國債消化の促進を圖る  
ロ 保險金・恩給・退職料其の他之に類する収入は、事情の許す限り國債に投資する。

ハ 贈答は極力廢止し、止むを得ぬものは成るべく國債債券を使用する。

ニ 市町村基本財産積立金・一部有財産等は成るべく國債に投資する。

ホ 神社・寺院・公益法人又は各種團體もその基金若は資金の運用に國債投資を選ぶ。

ヘ 賞與・手當等も國債債券による支給又はその購入を一層強



00256

化し、各種表彰に伴ふ副賞又は獎勵金も成るべく債券支給を行ふ。

ト 資金支拂等も多額のものはその一部を債券により支給する  
三 貯蓄態勢の全面的強化と戦時生活推進

戦時意識の徹底を圖り物心兩面に亘る戦時生活態勢の整備強化を期する爲、本運動展開に當つては左の諸點に重點を置く。

(一) 縣民の時局認識を一層徹底し、眞に滅私奉公の覺悟を以て衣食住の簡素なる生活基準を決定し以て國民生活の指針たらしめ、又消費生活に於ける非戦時色の部面の除去に留意し貯蓄餘力の醸成に資し貯蓄の源泉を豊ならしめる。

(二) 貯蓄増強の積極的手段として各職域に於て勤勞の強化を圖り、生産の増加就中食糧生産物の増産を圖る。

(三) 物資の愛護・更生利用等を一層徹底せしめ、以てその餘剰による貯蓄の源泉を培養する。

(四) 市町村にありては今後一層大政翼賛會・金融機關・産業團體教化團體・婦人團體等と連絡を密にし、相協力すると共にこれら團體をして貯蓄實踐の母体たらしめ、實績の向上に努める。

(五) 各學校に於ては兒童生徒を通じて時局認識及び貯蓄思想普及徹底を圖ると共に、兒童生徒に對しても消費節約勤勞

等による貯蓄の勵行を期する。

(六) 貯蓄獎勵關係者は自ら率先垂範すると共に、常に部内情勢を觀察して、所得増加の方面に對しては直に適時適當なる貯蓄増強方策を講ずる。

(七) 貯蓄の實効を擧げ得るか否かは大東亞戰爭の目的達成上必須の要件であるから、貯蓄運動は大政翼賛運動と表裏一體となつてこれが一層の強化を圖り、苟くもこれら運動を阻害し、貯蓄心を低下する如き言動については相互に注意してその一掃を期する。

### 水陸稻増産と耕種法の改善

— 縣耕種改善規準の改訂 —

(農務課)

御稔威の下皇軍は未曾有の戦果を収め、日章旗は燦として太平洋上の諸要衝を始め香港・マレー・ビルマの各地に翻り、新嘉坡は昭南島として東亞大共榮圏の一重點として更生し、遠く濠洲、印度また我が空襲下に戦慄し、開戦僅か四ヶ月にして今や大東亞の天

00257

地、文化洽からんとしてゐること、洵に感謝感激に堪えぬ處である。

然りと雖も大東亞の地は陸地のみでも米國の二倍以上であり、人口は米英を合せたものより遙かに大である。しかも米英は富強を世界に誇る二大國であつて、その國民性もまた執拗であるから今次の聖戦は當然今後益々大且つ長期に亘つて、これを戦ひ勝ち抜く覺悟が絶対必要である。

而して近代戦に於ける戦の勝敗は、決して武力のみに依つて定まるものでなく、中でも食糧の確保によつて國家をして如何なる長期戦にも堪へしめることが最も肝要である。世上或は南方に於ける偉大なる戦果と共に、米穀をもこの地に求め得べしとするが如き言をなす者もあるが、これは實に誤解も甚しいものであつて國の基たる食糧を外敵脅威の下雲煙萬里の海の彼方に依存する如きは、國家を危殆に瀕せしめる處の危険極まるものである。

従つて政府に於ては今後如何なる事態に對處するも國家を磐石の堅きに置かんが爲に、國內食糧の自給政策を確立されて、昭和十七年度に於て米穀七千六百六十三萬九千二百七十九石の生産計畫を樹立され、これに伴ひ本縣に於ても政府に順應して七十七萬四千九十八石の生産計畫を樹立してこれが完全なる達成を期してゐる。

る次第であるが、これが生産を完璧ならしめるについては、その基礎をなす肥料・勞力・農機具等を始め各種生産資材は時局と共に益々窮乏化し逆條件の累積する今日、これが達成は甚だ容易ならぬものがある。

斯かる困難なる事態の下に於てこの重大なる責務を遂行するについては、その方途は一に懸りて農業技術を發揮し、栽培法を圖るより外にない。即ち舊來の非科學的なる栽培法を改良して、合理的なる方策により耕種の改善を行ひ、その増産を圖ることこそ現下農民の一大奉公の任務なのである。

本縣に於ては昭和十四年より水陸稻地域別耕種改善規準を設定し、耕種の改良増産を圖ると共に、市町村に於ける部落別耕種改善規準等の規範參考たらしめてゐるのであるが、更に時局の進展による新事態に即應する爲、本年度に於てこれが根本的なる改訂をなして市町村農會の參考とし、部落別耕種改善規準を作成せしめて周到なる指導の下に所期の増産完遂に邁進してゐる次第である。

從來の耕種改善規準は縣内各地の地勢・氣候・土性・稻作慣行並に農事試驗場に於ける試験成績を綜合研究し、水稻に於て二十地區、陸稻に於て三地區に區分して各地域別に改善規準を設定して

00258

るたのであるが、本年は改善の要點を一層明確にして指導の徹底を圖る爲、全縣下を六地區に區分して更に從來の二十地區に適合する耕種改善規程を設定し、その普及徹底並に實踐によつて増産完遂の目的達成を期してゐるのであつて、これに依つて各地區別に主要品種・苗代並に本田施肥・管理・病蟲害防除等の改善を行ふものであつて、本年度水稻の指導については(一)品種の選定(二)健苗育成(三)自給肥料の増産(四)肥料の合理的施用(五)適期挿秧(六)栽培密度の適正(七)病害蟲防除(八)灌漑法の改善(九)採種圃の整備(十)共同作業共同實踐の十項目に重點を置いてゐることは既に記した通りである。

この耕種改善規程の運用にあたり、郡市町村並に部落の規程設定については各地方毎にその低位收量の原因を探究し、地方特殊事情を考慮して改善の重點を明確ならしめ、改善事項が從來の稻作慣行と著しく相違する場合と雖も、技術的に見て有効なものについてはこれを取り入れることは勿論であるが、其の地方的慣行の生じた原因、及び改善事項の實行可能度等を充分研究して、收量に及ぼす影響が大であり、且つ實行容易なものより着手して、徒らに理論を一律に適用することなきを期して居り、縣規程の引寫しとならぬやう、其の地方の特異性及び重點を強調することを要してゐるのである。

各位に於ては充分この趣旨に基き、鋭意研鑽周到なる用意の下に、奮つて所期の増産を完遂せられて國家の期待に應へられるやう切望に堪へぬ次第である。

### 麥の病害防除に就て

—適期豫防して麥作完成へ—

(農務課)

今年は麥の成育が一般に良好であつて、戦時下食糧確保の必要喫緊の折柄まことに同慶に堪へぬ處である。しかし今後毒の病害發生期に當り、既にその徴候の顯れてゐる地方も相當見受けられるので、これが防除につき萬全を期して麥作完遂に拍車をかけられることを切望する次第である。

#### ◇ 銹病

麥の銹病は年々各地に發生して被害が少くないのみならず、往々大發生を見て收穫皆蕪に陥ることさへあるので、充分の注意と防除の完全を期せねばならぬ。

#### 一 黃銹病

小麥に最も多く生ずるが大麥稈麥にも發生する。發病期は出穂

00259

直前であつて、葉脈に併行して葉の面に病斑を生じ、連續的に數條の小さな橙黄色の斑點となる。病勢が進むと葉面の全体が銹粉で覆はれ、葉は萎縮枯死して稔實を不可能ならしめる。

#### 二 赤銹病

小麥に發生し、普通出穂後生ずる。病斑點は黃銹病より稍々大きく、點々散生する。病勢が甚しい時は葉が枯死するに至る。

#### 三 黒銹病

小麥に發生し、發病最も遅く、普通糊熟期以後に發病することが多い。初め葉に長楕圓形の銹色を帯びた斑點が葉脈にそつて細長く集團をなす。そして病斑點は次第に擴大し、表面は縦に破れて粉末を飛散するに至る。これが稈に發生するに至ると黒褐色長楕圓形又は線狀に病斑點を生じ後表皮が破れて黒褐色を帯びた銹粉を露出して莖葉も枯死し、慘害を與へるものである。

#### 四 小銹病

大麥稈麥に發生し、病斑は黃銹病に似てゐるが斑點は條斑をなさず、葉面に不規則に發生して、發病期は銹病中最も早い。

#### △ 防除法

窒素質肥料又は磷酸質肥料を多量に施し過ぎた場合、或は全体として肥料を與へ過ぎたものに特に發生が多く、加里質肥料を多量に施したものは發生が少いから、肥料の配合及び施用量に注意

を要する。

防除藥劑の撒布時期は地方により又氣象狀況によつて異なるが、大体發病期の約一週間前、即ち四月中下旬乃至五月上旬頃から十日置き位に二―三回、石灰硫黃合劑ボーメー氏比重〇・四度乃至〇・五度液を反當一石から一石五斗位の割合に撒布する。

#### ◇ 白澁病

うどん粉病ともいひ、大麥稈麥小麥に發生し、いづれも葉及び葉鞘に白色の病斑を生じて生育を阻害する。殊に肥料を多量に施したものに發生が多いから注意を要する。

被害部は圓形又は紡錘狀の灰白色な斑點を生じ、漸次うどん粉を振りかけたやうになり、甚しい時は全部灰白色に覆はれることがある。そして日を経ると病斑部は黃褐色に變つて病斑面に黒色の小粒を散生するに至る。發生の時期は普通出穂前後である。

#### △ 防除法

窒素質肥料の偏用を避け、磷酸加里を併用して追肥を遅くせんことが肝要である。  
藥劑防除としては發生の初期に石灰硫黃合劑を撒布するのであつて、濃度はボーメー比重〇・四乃至〇・五度液とし、葉莖の間に充分注ぐやうにする。この病氣の發生期は銹病と殆んど同時であるから、この時期に藥劑を撒布すれば兩方を同時に豫防する効果

00260

があるわけである。

◇ 赤 黴 病

出穂直後に降雨が連続すると發生する病氣であつて、病菌の寄生によつて起るものである。大麥小麥稈麥及び燕麥の穂に發生し病穂は一部分變色して表面に淡紅色の黴を生じ、黃熟期になると病穂は灰白色となつて枯れる。

△ 防 除 法

出穂直後雨の多い時は石灰硫黄合劑ボーメー比重〇・四乃至〇・五度液を撒布する。即ち麥の乾熟期は穂揃から、小麥は四―五日大麥は六日前後であるから、藥劑撒布の時期は穂揃期に一回、以後一週間を経て一回撒布すればよい。この撒布は銹病白澁病の豫防ともなる。

◎ 鳥取縣事務職員採用試験

- 一 採用試験實施期日 五月十五日 (一日間)
- 二 願書受附期限並受附場所 五月十一日限  
鳥取縣廳總務部人事課宛願書提出ノコト
- 三 採用試験場

鳥取縣會議事堂(當日午前七時五十分迄ニ出頭ノコト)

昭和十七年四月二十一日印刷  
昭和十七年四月二十一日發行

四 受 験 資 格

國民學校高等科卒業以上ノ者タルコト

五 試 験 科 目 時 間 割

| 時 間  | 自午前 | 自午前   | 自午前 | 自正午   | 自午後 | 口述試問ニ |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 八、〇〇 | 至同  | 九、〇〇  | 至同  | 一〇、〇〇 | 至同  | 時ヨリ   |
| 八、五〇 | 至同  | 九、五〇  | 至同  | 一〇、五〇 | 至同  | 引續キ行フ |
| 九、〇〇 | 至同  | 九、五〇  | 至同  | 一〇、五〇 | 至同  | 試問    |
| 九、五〇 | 至同  | 一〇、五〇 | 至同  | 一、〇〇  | 至同  | 身體検査  |

六 受 験 者 携 帶 品

鉛筆又ハ萬年筆、算盤、定規、体力手帳、晝食

七 受 験 願 書

必ず自筆トシ履歷書ヲ添付スルモノトス(履歷事項ハ詳細ニ記載ヲ要ス)

様 式

鳥取縣事務職員採用試験受験願

鳥取縣事務職員採用試験相受度候條別紙履歷書相添此段及御願候也

年 月 日

本籍地  
現住所

氏

生 年 月 日

鳥取縣事務職員採用試験委員長 松澤美雄殿

發行所 鳥取縣廳總務部  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海